

高崎市教育委員会定例会会議録	
開 会 年 月 日	令和6年6月27日（木） 午後2時
閉 会 年 月 日	令和6年6月27日（木） 午後2時51分
会 議 の 場 所	教育委員会室
教 育 長 小 林 良 江 委 員 田 野 内 明 美 委 員 新 井 英 夫 教育長職務代理者 神 宮 嘉 一 委 員 塩 野 有 希	
事 務 局（説明員）	
教育部長 青 柳 正 典 学校教育担当部長 依 田 哲 夫 教育総務課長 宮 澤 信 宏 文化財保護課長 角 田 真 也 中央図書館次長 齊 藤 寛 方 学校教育課長 松 村 久 美 教育センター所長 小 池 芳 典 公民館担当部長 川 嶋 昭 人 社会教育課長 茂 原 久美子 中央公民館長 山 口 順 子 教職員課長 岡 田 朝 夫 健康教育課長 亀 山 理 映 高崎経済大学附属高等学校事務長 新 井 史 代 書記 教育総務課 清 水 雅 仁	

6月27日	会 議 に 附 し た 事 件
承 認 第 2 号	臨時代理の承認について（高崎市立高崎経済大学附属高等学校令和7年度使用教科用図書の採択）
議案第11号	高崎市社会教育委員の委嘱について
議案第12号	高崎市公民館運営審議会委員の委嘱について
報告連絡事項	第12回高崎学検定及び第11回高崎学検定解説ブックについて

高崎市教育委員会 6 月定例会会議録

教育長（小林良江）

これより、高崎市教育委員会 6 月定例会を開会いたします。

それでは、議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

日程第 1 会期の決定といたしまして、会期は、本日 1 日といたします。

日程第 2 会議録署名人の指名といたしまして、会議録署名人に、神宮教育長職務代理者と田野内委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第 3 会議録の承認といたしまして、前回の会議録を事前に送付させていただきましたが、内容について何かございますか。

（「なし」との声あり。）

教育長（小林良江）

「なし」とのお声をいただきましたので、会議録はご異議なしと認め、原案のとおり承認させていただきます。

教育長（小林良江）

それでは、本日の議事に入ります。

承認第 2 号「臨時代理の承認について（高崎市立高崎経済大学附属高等学校令和 7 年度使用教科用図書の採択）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

（松村 学校教育課長 説明）

教育長（小林良江）

説明が終わりましたが、ご質疑等ございますでしょうか。

教育長職務代理者（神宮嘉一）

D X 化が進んできている流れの中で、この教科書の内、デジタル化しているものがあるのでしょうか。また、今後そういうことも検討課題になっているのでしょうか。

学校教育課長（松村久美）

高等学校の教科書につきまして、デジタル化ということは、こちらは把握しておりません。今後については、国の動向を注視していきたいと思っております。

教育長職務代理者（神宮嘉一）

現状では、どうでしょうか。

学校教育課長（松村久美）

デジタル教科書を使っているということは聞いておりません。

教育長（小林良江）

他にいかがでしょうか。

（「なし」との声あり。）

教育長（小林良江）

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり決することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

教育長（小林良江）

ご異議なしと認め、承認第２号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第１１号「高崎市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

（茂原 社会教育課長 説明）

教育長（小林良江）

説明が終わりましたが、ご質疑等ございますでしょうか。

（「なし」との声あり。）

教育長（小林良江）

それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり決することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

教育長（小林良江）

ご異議なしと認め、議案第１１号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第１２号「高崎市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

（山口 中央公民館長 説明）

教育長（小林良江）

説明が終わりましたが、ご質疑等ありますでしょうか。

（「なし」との声あり。）

教育長（小林良江）

それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり決することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり。）

教育長（小林良江）

ご異議なしと認め、議案第１２号は原案のとおり決しました。

続きまして、報告連絡事項「第１２回高崎学検定及び第１１回高崎学検定解説ブックについて」の説明をお願いいたします。

（茂原 社会教育課長 説明）

教育長（小林良江）

説明が終わりましたが、ご質疑等ございますでしょうか。

委員（田野内明美）

この解説ブックが出来上がると、非常に人気で、割と早くなくなってしまうと聞いたのですが、終わってしまったら増刷をするのでしょうか。それとも、それまでなのでしょうか。

社会教育課長（茂原久美子）

カラーの『高崎学検定解説ブック』については、中身の精査やデザイン等、業者をお願いする面もあるので、少し時間がかかって出来上がります。その前に、解答とそれに関する簡単な解説等を知りたいとおっしゃる方が多いので、まずは事務局で、A4版の白黒になりますが、解答と簡単な解説を加えたものを用意いたします。それを先に配らせていただきまして、翌年度の予算でカラー版を作ります。予算の関係もあり、増刷は難しいので、事務局が作ったもので対応しております。

教育長（小林良江）

他にいかがでしょうか。

委員（塩野有希）

私も、高崎学検定にとっても興味があるのですが、この解説ブックを読んで勉強をすれば、合格ラインに達するものなののでしょうか。他にテキストというか、勉強する材料みたいなものがあるのでしょうか。

社会教育課長（茂原久美子）

そういった質問を、よく受験生の方からいただきますが、前の年の1冊だけを見ていただいても、あまり点数には結びつかないと思います。1回目から11回目まで、全く同じ問題というのは出ておりませんが、似た問題は出ています。ですから、参考にしていただくのは、この他に有料になってしまうのですが、高崎学検定委員会で2冊ほど本を出しています。そちらを見ていただいたり、博士になられた方の意見をお聞きしますと、ここに出ている現地へ行って見て、実際の石碑を見たり、場所を見たり、ということを経験があるときに重ねていらっしゃると、新しい問題が出てても何となくつかめるような感じがあると、お話を伺っております。

教育長（小林良江）

他にいかがでしょうか。

教育長（小林良江）

よろしいでしょうか。

以上で、予定していた議事の審査は終了いたしました。事務局からその他、報告等何かありますか。

文化財保護課長（角田真也）

文化財保護課より、「上野国分尼寺跡の史跡指定及び史跡上野国多胡郡正倉跡の追加指定について」ご報告いたします。

（角田 文化財保護課長 説明）

教育長（小林良江）

説明が終わりましたが、ご質疑はありませんか。

教育長職務代理者（神宮嘉一）

今後、正式に国の史跡に指定になるということですが、それまでとこれからというのは、具体的に何が違うのでしょうか。呼び名が変わるだけなのでしょうか。

文化財保護課長（角田真也）

国の史跡となりますと、これまでの埋蔵文化財包蔵地というものから、保護の格が上がると言いますか、例えば壊した場合に、懲役刑を含むような、そういった罰がある等、1段上の保護の措置を取られるということになります。

教育長職務代理者（神宮嘉一）

従来に比べて、史跡を保護したりとか、保存に向けての予算的な措置とか、整備が手厚くなったりとか、そういうことがあるのですか。

教育長（小林良江）

国からの、ということですね。いかがでしょうか。

文化財保護課長（角田真也）

借上げをしたりとか、整備をしたりという段階になりますと、国の補助が見込めるのですが、指定になっただけでは、特にそれで補助金が出るということはありません。ですが、地方交付税の算定に史跡の数に関係しますので、交付税が増えると考えられます。

教育長（小林良江）

他に何かありませんか。

（「特になし」との声あり。）

教育長（小林良江）

よろしければ、次に、委員の皆様から、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

教育長職務代理者（神宮嘉一）

梅雨もいよいよ始まりましたが、晴れ間が出るとたいへん暑い日になるという季節になりました。自分達の職業でもそうですが、外仕事になるので、現場ではWBGT計が、時期によっては必須でやっております。今日あたりはまだ良くて、指数もまだ「注意」か「安全」か、さしかかるくらいです。今までも何度か、発言させてもらっているのですが、学校現場で、部活や課外活動を行っている時に、各学校で温度計やWBGT

T計等を備えて準備していますが、中止をする基準というのがどうなっているのか、改めて伺いたいします。屋外に限らず、体育館等も。

健康教育課長（亀山理映）

どの学校もWBGT計という暑さ指数を測る機械は置いてあります。それを、活動の時間の前等、時間を決めて見るということはやっています。それから、外の体育だったり、体育館の中も非常に暑さがこもってしまったりということもありますので、活動をする前には、担任、活動する職員が確認をして、その状況で、中止をする、又は時間を短めに設定する、途中でこまめに休憩を取る等、その判断をしています。

教育長（小林良江）

何か数値的な基準はあるのでしょうか。

健康教育課長（亀山理映）

WBGTの機械のところに、その表についても一緒に掲示をするようになっていて、確認ができるようになっています。

教育長職務代理者（神宮嘉一）

また、これも何度か聞いている話ですけれども、あくまでもそれは、現場としての判断ということになるのですか。

健康教育課長（亀山理映）

現場で確認をして、ということになります。それに則って、注意をして行うよう、市教委からは話しておりますが、実際に、その時の様子を見て、学校で判断していくということです。

教育長職務代理者（神宮嘉一）

他の県、市町村では、数値的な基準というものを決めて、この数値になったら部活動を中止にするというところがありますし、増えてきているような報道を耳にします。先日も温度とは違うのですが、学校の野球の活動で、現場の判断で救急車を呼ばないでとか、処置がどうかということで、やはり叩かれる等、ということもありました。現場の裁量で判断するというのは良いのですが、その上限の部分というか、そこはある程度、決めておいたほうが良いというのは、私は強く思っています。

なぜかという、仮に万が一何かあった時に、矢面に立つとか、責任を背負い込んでしまうのは、そこに居合わせる先生、もしくは学校現場の最前線の方々です。やはり、独自の判断で悪い方へ行ってしまった時、現場が責任を取るというのは、避けたほうが良いと思います。何かしらの基準を決めて、これ以上だったら、絶対にやめましょうとか、そういうふうにしたほうが良いと思います。

健康教育課長（亀山理映）

数値について示していくことについては、今後も検討してまいります。

教育長職務代理者（神宮嘉一）

例えば仕事の話になりますが、雨量とか、風速とか、そういったことで屋外作業を中止にする明確な基準が国にはあります。それに基づいてやらないと、万が一事故でもあれば取り返しがつきません。

ただ、暑さに関しては、一応、備え付けはしているのですけれども、中止の基準というのとは無く、今のところ、それを設けるという流れになっていません。それはおそらく、中止にしてしまうと仕事が進まない、イコール生活に直結しますから。そこは自分達で空調服を着る等、大人ですから、自分や現場の判断でできるのですけれども、子供達は、部活をやるのとか、校外活動や課外学習をやるのに、命をかけてやる必要は全くないので、そこは決めてもらえればと思います。

委員（新井英夫）

私も全く同感なのですけれども、やはり、具体的な数値や基準があったほうが良いと思います。

熱中症に関してはWBGTの値があって、警戒・注意とか、段階的にあるのですけれども、熱中症を診ている側からすると、寒かったのに急激に暑くなると熱中症が多いです。暑熱順化というのになっていない、慣れていない、そういうところも考慮したような判断基準があったほうが良いと思います。

教育長（小林良江）

一定の数字でというよりは、状況も加味してということですね。

教育長（小林良江）

他にいかがでしょうか。

委員（田野内明美）

先日、飲食店を経営している女性の方と一緒に仕事をさせていただいたのですが、その方が、健常者と障がい者の壁を失くそう、ということを目的に、定期的にイベントを開催している方でした。お話を伺ったら、イベントの売上の一部で、イヤーマフを作って、小学校に寄附を始めたということでした。これまでに市内の2つの小学校に、それを寄附することができたということでした。そのイヤーマフとは何ですか、というところから聞いたのですけれども、聴覚過敏のお子さんのために、イヤーマフを作って、症状をやわらげてもらうために、贈っているとのことでした。

最近、そういえば、コンサートとか、音楽イベントのフェス等でも、アーティストが積極的に作って販売したりとか、あとは、小さいお子さんを連れて行くときに、子供用のイヤーマフを着けて、一緒にコンサートに行ったりとか、あるなと思いました。過敏な方というのは、本当に人の足音とか、食器のこすれる音とか、ちょっとした音にも反応してしまって、生活がしづらくなってしまう。それで、そのイヤーマフをどんな場面で使ってもらっているのか聞いたところ、音楽の授業や運動会の時ということでした。運動会では、たくさんの人が来て、いろいろな声とか音がします。あとは、今使っているかはわかりませんが、ピストルの音とか、音に囲まれてしまうので、音が苦手なお子さんとかは、運動会を休む、音楽の授業を休むとかになってしまうので、できれば、他の児童生徒と一緒に時間を共有してもらいたいということで、それを役立ててほしい

ということでした。誰でも使えるように保健室に置いてあって、聴覚過敏ではない児童も着けて、こういう児童もいるのだという理解に繋がたいとおっしゃっていました。

素晴らしいことだと思って聞いていました。最近は、いろいろなところに対して過敏な子もいるのだなと思います。音だけではなくて、匂いとか、明るい照明とか、そういうものに過敏に反応してしまうお子さんの報告というのはあるのでしょうか。

教育長（小林良江）

児童・生徒、園児もいるかもしれません。過敏ということで、何らかの対応を必要としている例はありますか。

学校教育課長（松村久美）

小学校に入学する前に、例えば施設の改修が必要ですか、塗料がとか、そういう児童生徒については、必ずこちらに相談があって、対応を取らせていただくという例はあります。イヤーマフのような、大掛かりな施設の整備というほどではない対応については、入学前に保護者へ学校から丁寧に説明する等、または入学後にご相談いただいて、学校で対応させていただくということは、よくあることでございます。

委員（田野内明美）

確かに、入学する前は書類を書くので、そこでの保護者の方との話でわかりますね。

教育長（小林良江）

他にいかがでしょうか。

委員（塩野有希）

チーム担任制というものについて、お伺いしたいと思います。私の娘が、公立の高校に通っておりまして、今年から担任が1～3組までを5人の担任で見るという、チーム担任制になりました。馴染みのないもので、保護者としても驚いたのですが、学校の説明では、教員の働き方改革の一環も兼ねているということで、業務を分担して負担軽減をしたりとか、子供達にしても、複数の目で見守ったり、学級運営というのを、1人の担任に背負わせない、と説明がありました。いろいろな大人が子供を見るということで、閉塞感がなくなって、風通しが良く、いじめや不登校の問題の解消にも良い影響があるのかなと、私自身思いました。保護者としては、1年間、いろいろな大人が見てくれて、コミュニケーションをとることで、気が合ったり、相談しやすかったり、そういう先生が見つかってくれれば、それは子供にとって良いことだと思いました。一方で、では誰が担任なのかとか、何かあった時に、誰に相談できるかなと、わからないところでもあると思いました。前橋の公立中学校で、今年からチーム担任制を導入したというニュースを耳にしまして、義務教育にもこういう波が来ているのだなと驚きました。

でも、個人的には、まだ始まって3ヶ月ですけれども、今の段階では良いところのほうが多いと思います。また、働き方改革という、その大きなテーマに取り組むにあたって、チーム担任制が効果的なのかなと思いますし、いろいろな大人と関わることが、非認知能力を育成しましょうというこれからの教育にプラスになるのかな、というふうにも思いました。

そこでお聞きしたいのが、高崎市でも、そういったことは検討段階にあるのか、そう

いうことを導入するときに、例えば、保護者や子供に対しての意識調査やマーケティング調査をすることがあるのでしょうか。

学校教育課長（松村課長）

現在のところ具体的に、そういう話が検討されているということはありません。メリットデメリットあると思いますので検討は必要かと思います。仮に、導入するにあたっては、保護者や地域の方、子供など、合意形成や丁寧な説明が必要というふうに感じます。

教育長（小林良江）

他にいかがでしょうか。

委員（新井英夫）

先日、足門町にある教育支援センターを見学させていただきました。いろいろな理由で不登校になっている子供達に、本当に寄り添った対応をされていて、助けになっているということがよくわかりました。インターネットを見ますと、保護者のコメントも、このセンターが素晴らしい役割を果たしていることがわかりました。

前橋市は4ヶ所ですが、高崎市は8ヶ所あり、非常に充実していると感じました。

委員（新井英夫）

次に、皆さん、ご存知かもしれませんが、最近、中学2年生が部活動中に、頭部打撲で、急性硬膜外血腫になったケースが2例ありました。詳細は不明ですが、報道によりますと、1件目は名古屋のケースで、5月25日にクラブ活動で練習試合をしていて、中2の男子の頭が相手校の生徒の膝に強くぶつかって、目のところが大きく腫れたといいます。生徒は気分の悪さを訴えていたのですが、意識もあり呼吸もしっかりしているということで、救急要請はされなかったそうです。1時間後に家族に連絡をして、家族が迎えに来て、心配なので病院に連れて行きました。その病院で、専門医の対応が必要だということになり、救急搬送されて、その病院で急性硬膜外血腫の診断となって、開頭手術、血腫を取って減圧して、その後、順調に回復したとのことでした。

もう1つのケースは、広島で、6月11日に、中学校で野球の練習中、飛んできたボールを追いかけていって、別の部員と衝突して、それで頭を強く打ったということです。生徒はぶつかった後、自分で起き上がることができて、問いかけにも応じていたということなのですが、すぐには救急搬送しないで、その後、保護者に連絡をして、保護者がやはり心配で、病院を受診して、CTを撮ったのですが、どういう診断か詳細は書いていないのですが、帰宅し、夜になって嘔吐し、別の病院へ救急搬送されて、急性硬膜外血腫ということでした。これも開頭手術をして、血腫を除去して対応したのですが、不幸にも意識が戻らず、お亡くなりになりました。

この2例があったのですが、このような場合、学校ではマニュアルがあるのだと思うので、マニュアルに沿って、対応されたと思います。そのマニュアルがどういうものか自分なりに調べてみました。1つは、文科省が「学校の危機管理マニュアル等の評価見直しガイドライン」というのを示しています。ここには、頭部外傷の対応も書いてあるのですが、やはり意識障害、頭痛や吐き気とありますが、少しいつもと反応が違う、ということを重視しております。

もう1つあるのですけれども、2019年11月、小児神経学会が、小児の頭部外傷時の、CT撮影基準の提言指針、つまり、頭を強打したときCTを撮る必要が、どうした場合にCTを撮ったら良いか示しています。ここでもやはり、意識障害が大事で、意識障害の他に、骨折があるかどうかとか、あと頭痛と嘔吐、もう1つ、高エネルギー外傷というものの有無。高エネルギー外傷というのは、強くぶつかったときに、例えば高いところから落ちたとか、激しいスピードでぶつかったとか、交通事故等はそうですね。そういう高エネルギー外傷が、あるかないかの判断が大事だというふうに提言をしています。私は専門家ではないので、これは正しいかどうかわからないのですけれども、個人的な感想では、やはり頭部外傷というのは、意識障害もありますが、意識障害は初めに見られないことがけっこうあります。それから、症状として大事なのは、頭痛とか吐き気とか、経過観察としては、最初の6時間がとても大事です。それから、高エネルギー外傷、強くぶつかったかどうか、この判断が大事なのだと感じました。特にこの高エネルギー外傷に関しては、非常に判断が難しいと思うのです。これは、救急車を呼ぶかどうかの、判断の分かれ目になるのですが、非常に抽象的な言葉で書いてあります。

もう少し、この高エネルギー外傷に関して、例えば学校現場では、どのような状況でぶつかったのを高エネルギー外傷にするのか、具体的な事例を示したほうが先生もわかりやすいのではないかと思います。この名古屋のケースでは、過去にそういうことがあって、そういうマニュアルができていたのですが、その中の言葉で「激しくぶつかった場合」と書いてあるのですけれども、非常に抽象的で具体的なことは書いてありません。具体的に、と言っても難しいのですが、いろいろな先生の検討が必要かと思います。

そこで、高崎市では、頭部外傷については、どのような対応にしているのか。参考になるものはあるのでしょうか。

健康教育課長（亀山理映）

高崎市におきましても、各学校に、緊急危機管理マニュアルを、全て用意してあります。年度の初めにも、必ず職員で確認をするよう周知はしているところです。それから、頭を打った時、それが友達や人とであったりとか、それから、高いところから落ちたりだとか、どんな時でも、頭を打った時は、躊躇なく救急車を呼ぶよう教育委員会では各校にお願いしているところです。

委員（新井英夫）

救急車を呼ぶという体制は、とても良いと思います。

教育長（小林良江）

他にいかがでしょうか。

教育長職務代理者（神宮嘉一）

先月、やるベンチャーで、私のところにも2名の中学生に来ていただきました。高校生も受け入れがあるのですが、中学生で来る子のほうが、行ってくるにあたっての指導をしっかりと受けてくるようで、挨拶、読み書き、報告書等を含めて、すごくしっかり指導をしていただいて、我々が逆に学ばせていただいているような感じの3日間でした。

何度かそういうふうに中学生に来ていただいているのですが、実は、初めてのことが起きました。ある1本の電話が会社にありました。「うちの子が、そちらでお世話にな

ったと思うのですが」と。保護者の方からで、何かあったのではないかとあって、電話に出た者が身構えたそうなのですが、「お世話になって、ありがとうございます」というお礼の電話でした。今まで、中高生、大学生、インターンシップ等いましたが、親御さんから電話をいただいたのは初めてでした。非常に受け入れ甲斐があったということで、皆さんにご報告いたします。

教育長（小林良江）

他にいかがでしょうか。

委員（新井英夫）

当院でも、やるベンチャーの受け入れを10年くらいやっております。中学生等で、他に行くところがなくて仕方なくうちに来たという方もいますし、看護師や医者を目指して来た方もいて、皆、真剣にやってくれるのですけれども、うちでやるベンチャーをやってくれた方が、看護師になって会いに来てくれたとか、この間、コンビニへ行ったら、「新井先生のところでお世話になりました。今はアルバイトをしています、看護師を目指しています」と言われて、嬉しい気持ちになりました。たいへん良い制度だと思います。

委員（田野内明美）

私もやるベンチャーの感想を。1週間で3校の生徒に来ていただいて、3日間の受け入れでしたが、その3日間の間で、皆でラジオ番組を作ってもらいました。企画からお話、選曲から全部皆でやってもらったのですが、上手くできたな、という番組がたくさんできました。番組審議会というのがラジオにはあるのですが、審議委員が十何人いらっしゃるところで、今回のお題で生徒が作った番組を聞いてもらいました。生徒の好きなものを語ってもらったのですが、それを聞いた審議委員の皆さんが、心が洗われたと。こんなにも純粋に自分の好きなものを一生懸命に語るという気持ちを忘れていた、子供達に教えてもらったということで、とても感動して帰って行きました。

教育長（小林良江）

受け入れる側は大変だと思いますが、やる気のある中学生、将来が見られるというのは嬉しいことです。受け入れていただいて、ありがとうございます。

教育長（小林良江）

他にいかがでしょうか。

（「なし」との声あり。）

教育長（小林良江）

よろしいでしょうか。

これをもちまして、教育委員会6月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労様でした。